

補助金評価シート

区分	重点 重点以外	補助根拠	法令補助 ・ その他補助	開始時期	令和2年4月1日	終期	令和5年3月31日
補助事業名 [下段に制度概要を記載]	新潟空港周辺環境対策事業補助金（電気料及び防音サッシ修理費助成事業） 航空機騒音防止法による指定区域内の対象住宅等について、空調機及び防音サッシの設置によって負担増となった電気基本料金、及び稼動することにより増えた電気使用料を一部助成するもの。また、住宅騒音防止対策事業によって設置された防音サッシの修理費を一部助成するもの。						
款・項・目	土木費 港湾空港費 空港費						
所属等	都市政策部港湾空港課 電話 025-226-2743						

年 度		令和2年度（1年目）		令和3年度（2年目）		令和4年度（3年目）	
予算額等の推移	予算(千円)	35,568	県 16,436	34,510	県 15,907	21,270	県 10,484
	決算(千円)	33,808	県 16,255	32,446	県 15,559	19,807	県 9,765

補助率	* 空調機電気料：1台18,000円、2台以上32,400円の定額助成 経過措置（解除区域電気料）：～R3<50%> * サッシ修理：80%助成
-----	---

目 標	騒音対策事業の実施により航空機騒音に対する住民負担を軽減する。 助成実施率：100%（助成件数/申請件数） <目標が数値でない場合の評価方法>
-----	---

目標に対する達成度（指標）	達成率100%以上	100.0%	1,498件	100.0%	1,434件	100.0%	670件
	達成率 80%以上						
	達成率 50%以上						
	達成率 50%未満						
	目標が非数値化 ※取扱基準に記載した評価手法に基づく達成度について記入してください	※件数内訳 ・電気料補助（一般住宅） 1,486件 ・電気料補助（共同利用施設） 3件 ・防音サッシ修理 9件		※件数内訳 ・電気料補助（一般住宅） 1,424件 ・電気料補助（共同利用施設） 3件 ・防音サッシ修理 7件		※件数内訳 ・電気料補助（一般住宅） 665件 ・電気料補助（共同利用施設） 3件 ・防音サッシ修理 2件	

補助事業者による情報の公表	補助事業者が市民であるため、個人情報保護法に抵触する恐れがあるため公表できません。
---------------	---

評価欄	チェック	a. 補助対象経費は事業の直接経費となっているか	○	e. 指標の推移が維持・向上しているか	○
		b. 補助率は1/2以内か	×	f. 補助事業者による情報の公表は適正に行われているか	×
		c. 補助額が5万円以上になっているか	×	g. 目標は数値化されているか	○
		d. 収入が過剰になっていないか(繰越金が生じていないか)	○	h. 目標は補助金の成果を検証しやすい設定か	○
	×になった項目に対する今後の取組	<a～fにおける取組> b.c. 騒音対策事業により新たに発生する住民負担を軽減するための、補償的意味合いをもつ補助制度のため f. 補助事業者が市民であり、個人情報保護のため、公表していない。 <g～hにおける取組>			
	目標未達成の原因分析	<期間（3年）を通して目標達成率80%未満の場合、なぜ達成できなかったか>			
		① 拡充・改善（補助率、補助額、補助対象経費、 その他 ） ② 継続 ③ 廃止 ①～③の評価理由 ※目標未達成の原因分析に該当の場合はその要因を踏まえて今後どうするのかを記載すること 航空機騒音により発生する住民の負担を軽減するための補助制度であり、継続する必要がある。なお、経過措置の適用に基づき実施している解除区域の電気料助成については、経過措置期間満了に伴い令和3年度で終了している。			